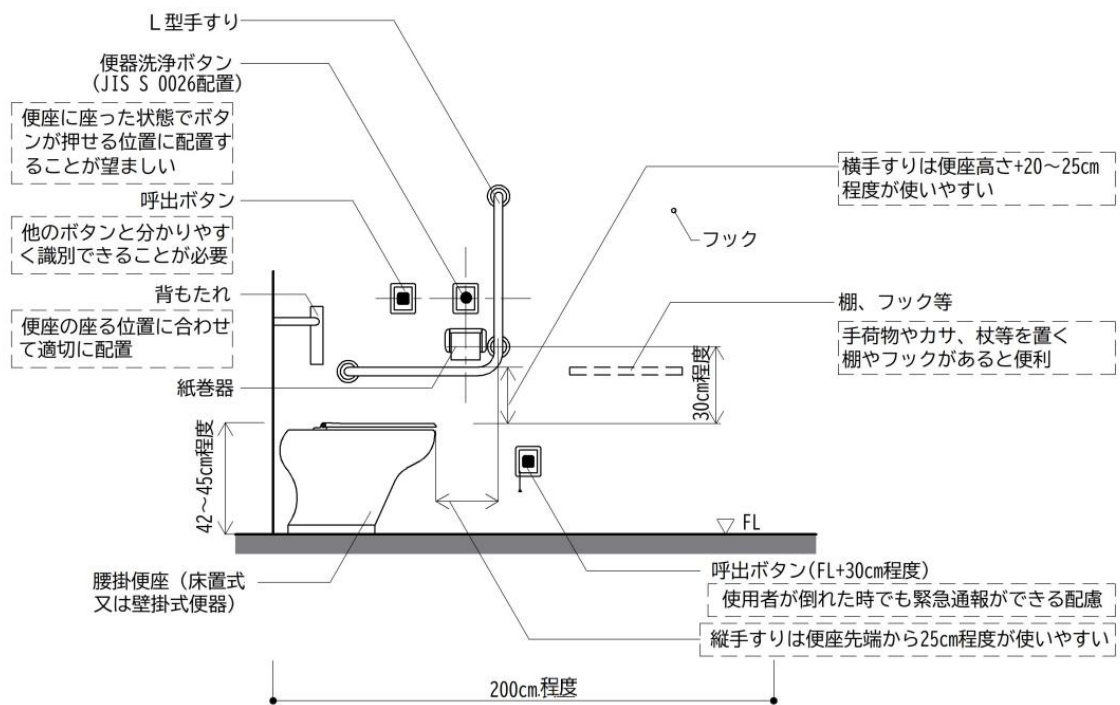
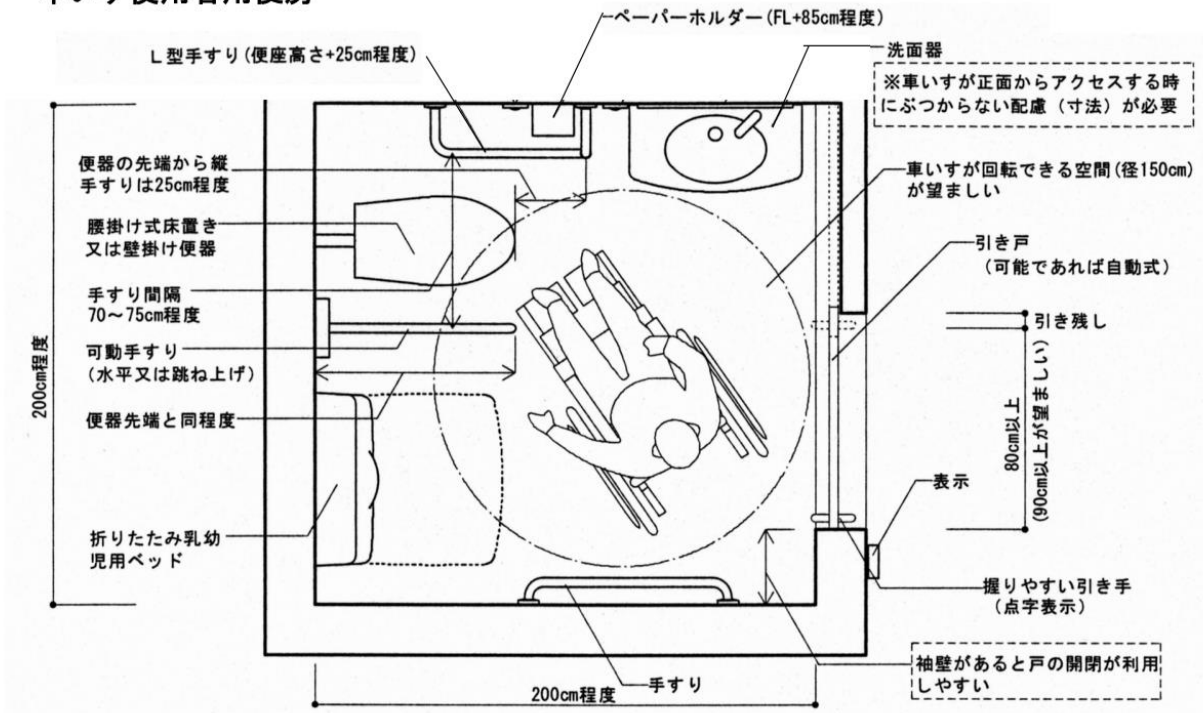


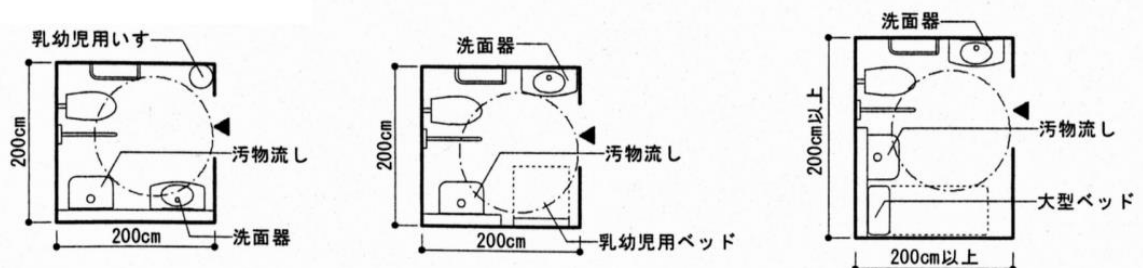
6 便 所

| 項 目 | 整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●) | 備 考 |
|----------------------------------|---|-----|
| (車いす使用者用便房) | <p>(一) 利用者の用に供する便所(共同住宅等に設けられるものを除く。以下この項において同じ。)を設ける場合にあっては、その1以上(男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう、じゅうぶんな床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が設けられている便房(以下「車いす使用者用便房」という。)があること。</p> <p>● 便所を設ける階ごとに、車いす使用者用便房(男子用および女子用の区分があるときはそれぞれの便房)を1以上設けること。</p> <p>● 車いす使用者用便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が200以下の場合、その数の2%以上とし、200を超える場合は、1%に2を加えた数以上とすること。</p> <p>● 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接した位置に設けること(腰掛便座および手すりのある便房を設ける場合は除く。)</p> | |
| (出入口の幅) (戸の構造) | <p>(2) 出入口(車いす使用者用便房の出入口を含む。以下この項において同じ。)の幅は、内法が80cm以上であること。</p> <p>(3) 出入口に戸を設ける場合にあっては、車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造の戸であること。</p> | |
| 洗面所 (水栓器具) (下部空間) (手すり) | <p>(二) (一)に定める構造の便所に洗面所を設ける場合にあっては、その1以上は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 水栓器具は、レバー式、光感知式等によりその操作が容易なものであること。</p> <p>(2) 1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮した高さであって、その下部に車いす使用者の利用に支障のない空間が設けられているものであること。</p> <p>(3) 1以上の洗面器の周囲には、手すりが設けられていること。</p> | |
| 小便器 | <p>(三) 利用者の用に供する便所に男子用小便器を設ける場合にあっては、その1以上は、床置き式であって両側に手すりが設けられたものであること。</p> | |
| 障がい者用便房 | <p>(四) 社会福祉施設または医療施設において(一)に定める構造便房</p> | |

車いす使用者用便房



車いす使用者用便房プラン例



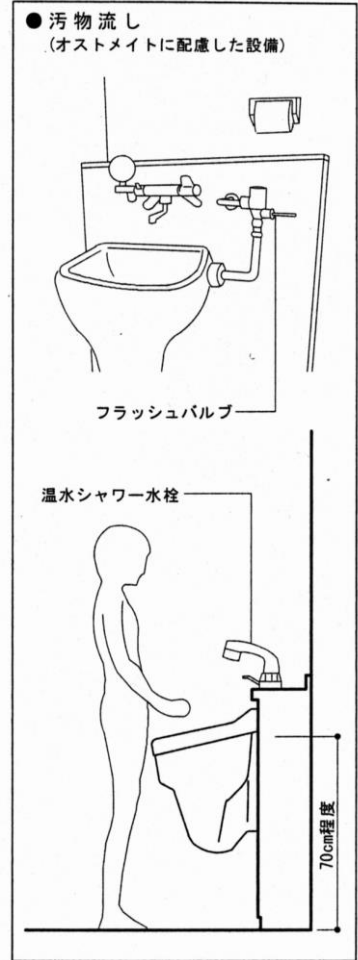
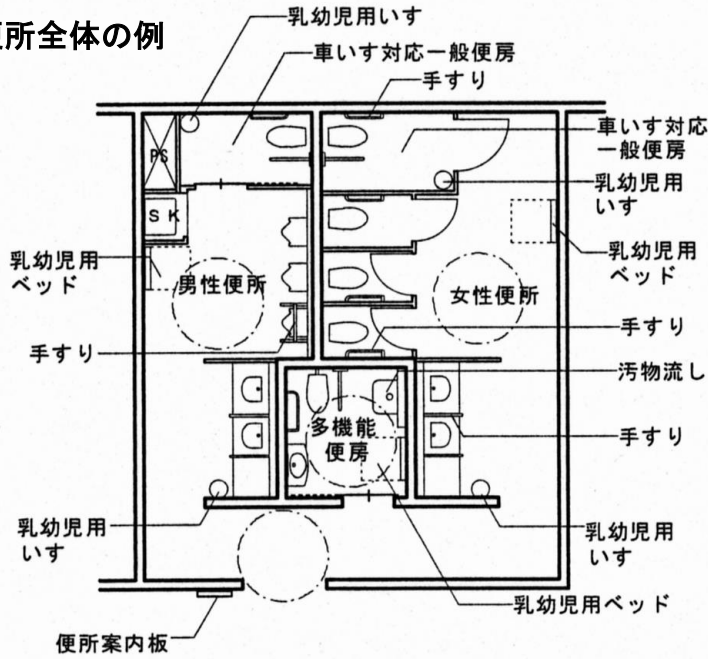
の便所の他に利用者の用に供する便所を設ける場合にあつては、当該便所の便房の1以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、腰掛便座および手すりが設けられているものであること（（一）に定める構造の便所が2以上（男子用および女子用の区分があるときは、それぞれ2以上）設けられている場合を除く。）。

- 車いす使用者用便房の設けられている出入口付近に、標識を掲示すること。

（設計上の参考）

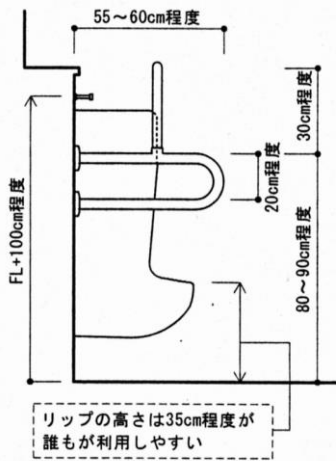
- ・ 便房の広さは、内法で200cm×200cmを標準とする。これによりがたい場合でも、中で車いすが回転できる広さを確保する。
- ・ 戸は、自動ドアを基本とし、不可能な場合は、引き戸式とする。（アコーディオン式は、施錠ができるなどの配慮が必要）
- ・ 鍵は簡単に施錠できるものとし、非常の場合でも外から開錠できるものとする。
- ・ 使用中を表示する設備を設ける。（施錠と同時に点灯するランプ式がよい。）
- ・ 便器は洋式で、移乗および身体の回転に支障のないようトラップが引込んだものとする。
- ・ 便座の高さは、ふたのない状態で40cm程度とする。
- ・ 手すりは便器の両側に設け、片方を可動式とする。床面からの高さは65cm程度とし、手すり間隔は、70～75cm程度とする。
- ・ 便座から容易に利用できる位置にペーパーホルダーおよび洗浄レバーを設ける。レバーは、大型のレバー式またはくつべら式押しボタン等とし、弱い力でも操作できるものとする。
- ・ 非常用呼出しボタンは、腰掛けた状態および車いすまたは便器から転落した状態で手の届く位置に設ける。
- ・ 車いすで利用できる高さ（60cm程度）に荷物置き台およびフックを設ける。
- ・ 鏡は縦100cm程度のものを下端から80cm程度に取り付ける。また、車いすをさげる時のことを考慮し、後方が確認できるよう配慮する。
- ・ 洗面器の高さは、上端を75cm程度を基準とし、下端、奥行きは60～65cm程度とする。
- ・ 洗面器の両側に5cm程度離して、洗面器と同じ高さの手すりを設ける。
- ・ 小便器の両側と前面に手すりを設置する。両側の手すりの高さは80～90cm、間隔、奥行きは55～60cm程度とし、前面の手すりの高さは120cm程度とする。
- ・ 便房内に汚物流し（オストメイトに配慮した設備）を設ける。
- ・ 便房内に乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、大型ベッドを設ける。

便所全体の例

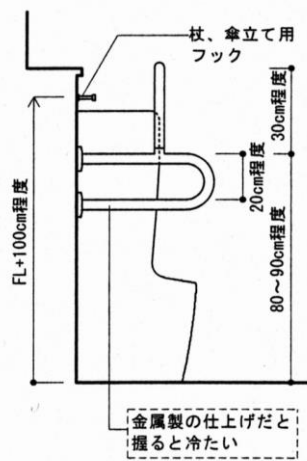


小便器

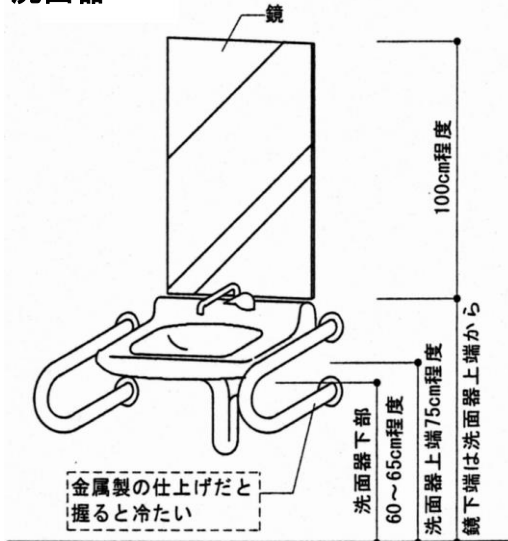
壁掛式低リップ



床置き式ストール



洗面器



車いす使用者が利用しやすい洗面器

